

押印廃止書類について（税務・社会保険・雇用保険）

今回は税務関係書類・社会保険等関係書類について押印不要となった書類、押印が必要な書類について主なものをまとめてみました。いわゆる届出的な書類は押印不要の傾向があるようです。

税務関係書類	
押印 不要	全般:確定申告書、各種届出書、年末調整関係書類等、 税理士の押印、委任状
例外	① 担保提供関係書類および物納手続関係書類のうち、実印押印および 印鑑証明の添付が必要なもの ② 相続税および贈与税の特例における添付書類のうち財産分割協議に 関する書類 ③ 特定個人情報の開示請求や閲覧申請手続きについての委任状

社会保険関係書類	
押印 不要	●健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届、異動届、喪失届 ●健康保険・厚生年金 算定基礎届、月額変更届 ●健康保険・厚生年金 賞与支払届
押印 必要	●健康保険・厚生年金 保険料口座振替納付申出書 ●国民年金口座振替納付申出書

雇用保険関係書類	
押印不要	原則全般
押印必要	●適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届 ●各種届出における訂正印 ●再就職手当支給申請書 ●採用証明書